

COVID-19対策

要 望 書

2020年4月6日

一般社団法人 鍼灸マッサージ師会

代表理事 清水一雄

今般新型コロナウイルスの感染拡大により、当業界において介護保険施設では出入り禁止、また訪問患者様の施術抑制が進行しています。その事により、要介護者、患者等に鍼灸師、あん摩マッサージ指圧師（あはき師という）の往療施術ができなくなり要介護者、患者の機能退化による病状の悪化が懸念されます。

今後ますます高齢化社会が訪れる事によって要介護者、患者等が増える一方で、あはき業の縮小などが強いられている現状を鑑み、要介護者、患者等国民に提案し方針を当鍼灸マサージ師会として緊急声明を発出し改善を望みます。

1. 医師の同意書の簡素化

医師の同意書の1ヶ月間の猶予処置が出されましたが感染終息までは、

医師の同意書を不要にする。

また取得困難な場合、特別処置の通達発出を要望します。

2. 「緊急事態宣言」発出は人権制限および経済にも甚大な影響を及ぼします。

*経済支援をセットで検討すること。

*人権の制限を行う場合は、各ケースの条件を明確にし、限定的にすること。

*病院等医療機関へのあはき師等医療者の立ち入りが禁止されることは、国民があはき医療の選択権を奪われることに繋がります。感染拡大防止の範囲内であはき施術の医療行為を行えるようにする。

3. あはき師の特性を医療現場で活かす。

要介護者等の免疫力を強めることに効果が期待できるあはき治療を活用すべきです。

4. 医師の判断で新型コロナウイルス検査をすべき！

素早く検査をしなければ対策はとれません、PCR検査数を増やすべきです。また健康保険を適用すべきです。

5. 感染防止のための資材供給をする。

マスク、消毒液などの感染防止器具を医療現場に優先的に供給すべきです。

また感染拡大に対して病床数の確保、医療器具増産を早急に進める。

6. 社会的弱者の生活保障の対策を重視する。

今回の緊急事態要請等により経済混乱を招いています。

早急に現金給付の支援策及び消費税を5%に戻すべきです。

非常勤労働者や仕事ができない人を対象にした救済対策を明確にすべきです。対策予算の拡充を求めます。

7. **感染者と医師・看護師の保護を！**

感染者は、重・軽症者問わず完全セパレートを実施し、その為に居住施設、医療施設の確保、建設及びその予算を計上すべきです。

また医療従事者の保護をすべきです。

以上のことを社会に訴え、厚生労働大臣に要望する。